

笠松町納税通知書用封筒広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、笠松町広告掲載に関する要綱（平成17年笠松町告示第100号）に基づき、納税通知書に使用する封筒に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定める。

(広告掲載の規格、枠数及び掲載料等)

第2条 広告の規格、枠数及び掲載料等は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体が掲載する広告については掲載料を無料とする。

区分（位置）	固定資産税、町県民税（普通徴収）及び国民健康保険税
封筒の種類	納税通知書用封筒（封入口のり付けあり）
規格	横 21.5cm × 縦 11.0cm
枠数	納税通知書用封筒裏面 1枠（横15.0cm×縦5.0cm）／枚
色数	単色（青色）
掲載（使用）時期	納税通知書発送時（各税目第1期）
掲載料	1万5千枚程度 37,500円／枠

2 広告主は、第4条の規定による承諾を受けた後、広告掲載の日前の町が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「広告申込者」という。）は、広告掲載の日前の町が指定する期日までに、笠松町納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第4条 町長は、広告掲載申込書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに広告掲載の諾否を決定し、笠松町納税通知書用封筒広告掲載（承諾・却下）通知書（様式第2号）により、広告申込者に通知しなければならない。

(広告掲載の中止又は許可の取り消し)

第5条 町長は、次に該当するときは、広告掲載を中止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 関係官公庁からその掲載を禁止されたとき。

(2) その他納税通知書用封筒の広告掲載が適切でない町長が判断したとき。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、広告掲載申込書の提出の際に、CD-R又はDVD-Rその他により提出する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。